



島根県報

平成18年 3月14日 (火)
号外 第 8 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱の一部改正

(青少年家庭課)

告 示

島根県告示第227号

児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱(平成13年島根県告示第639号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「施設及び設備の整備」を「施設整備」に改める。

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

交付の対象である事業		施設の種類	補助事業者の範囲	創設等補助 (負担)率	その他補助 (負担)率
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設の施設整備	(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国庫負担(補助)金交付要綱」という。)に基づく事業	保育所	市町村	4分の1	
	(2) 平成17年度社会福祉施設等施設整備費(アスベスト除去等及び耐震化整備等)国庫負担(補助)金交付要綱(平成18年2月13日付け厚生労働省発社援第0213001号厚生労働事務次官通知。以下「アスベスト除去等国庫負担(補助)金交付要綱」という。)に基づく	保育所	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第31条第1項の規定により設立された社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)		4分の3

	事業				
	(3) 平成17年度次世代育成 支援対策施設整備交付金 交付要綱(平成17年11月 25日付け厚生労働省発雇 児第1125001号厚生労働 事務次官通知。以下「交 付金交付要綱」とい う。)に基づく事業	助産施設 乳児院 母子生活支援施 設 保育所 児童養護施設 情緒障害児短期 治療施設	社会福祉法人 日本赤十字社 民法(明治29年法 律第89号)第34条 の規定により設立 された法人(以下 「公益法人」とい う。)	2分の3	2分の3
		児童家庭支援セ ンター	社会福祉法人	2分の3	2分の3
2	平成2年8月7日付け厚生省発児第123号厚 生事務次官通知「児童館設置運営について」に 基づく児童館の施設整備	小型児童館 児童センター	市町村 社会福祉法人 公益法人	3分の2	3分の2
3	平成9年6月5日付け発児第396号厚生省児 童家庭局長通知の別添「放課後児童健全育成事 業実施要綱」に基づく事業を実施するための施 設の施設整備	放課後児童クラ ブ室	市町村	3分の2	

第3条第2項中「環境改善整備」を「環境改善施設整備」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 学校の余裕教室等の改築等に要する施設整備に対する補助金等は、交付金交付要綱において定める額を交付額とする。

第3条第4項中「及び設備整備」を削る。

第4条第1項中「第4項」を「第6項」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前条第1項の表1の項の(1)の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び環境改善施設整備(第4項及び第5項において「創設等事業」という。)に対する補助金等の交付額は、国庫負担(補助)金交付要綱第2の7の(1)のアのイにより選定された額と、国庫負担(補助)金交付要綱第2の7の(1)のアのイにより算出した額とを比較していずれか少ない額に、前条第1項の表の創設等補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を乗じて得た額以内の額とする。
- 3 前条第1項の表1の項の(2)の事業に対する補助金等の交付額は、アスベスト除去等国庫負担(補助)金交付要綱第2の7の(2)のイに規定する都道府県補助基本額に、前条第1項の表のその他補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を乗じて得た額以内の額とする。
- 4 前条第1項の表1の項の(3)の事業に対する補助金等の交付額は、交付金交付要綱第8のイのイにより算出した額と、交付金交付要綱第8のイのイにより選定された額とを比較して少ない方の額に、創設等事業にあつては前条第1項の表の創設等補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を、それ以外の事業にあつては同表のその他補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を乗じて得た額以内の額とする。

第4条に次の2項を加える。

- 5 前条第1項の表2の項の事業に対する補助金等の交付額は、児童厚生施設等整備費交付要綱(昭和61年5月15日付け厚生省発児第107号厚生事務次官通知。以下「児童厚生施設整備交付要綱」という。)に定めるところにより算出された補助基本額に、創設等事業にあつては前条第1項の表の創設等補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を、創設等事業以外の事業にあつては前条第1項の表のその他補助(負担)率を乗じて得た額以内の額とする。
- 6 前条第1項の表3の項の事業に対する補助金等の交付額は、児童厚生施設整備交付要綱に定めるところにより算出された補助基本額に、前条第1項の表の創設等補助(負担)率の欄に定める補助(負担)率を乗じて得た額以内の額とす

る。

様式第 1 号中「表 2 の項以外の施設については別紙 1 - 1 及び別紙 2 - 1 を、同表 2 の項の施設については別紙 1 - 2 」を「表 1 の項のうち、保育所については別紙 1 - 1 及び別紙 2 - 1 を、保育所以外の施設については別紙 1 - 2 及び別紙 2 - 1 を、同表 2 の項及び 3 の項の施設については別紙 1 - 3 」に改め、同様式別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 を次のように改める。

様式第 1 号別紙 1 - 2 の次に別紙 1 - 3 として次のように加える。

別紙1-3

施設整備申請額内訳

(整備区分：創設・改築・拡張・拡張・大規模修繕)

施設の名称

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄附金その 他の収入額 E 円	差 引 額 F (A-E) 円	算定基準による算定額			島 根 県 補助基本額 J 円	島 根 県 補助所要額 K 円
		面 積 B m ²	単 価 C 円	金 額 D 円			面 積 G m ²	単 価 H 円	金 額 I 円		
工 事 費											
工 事 務 費											
初 度 設 備 相 当 加 算											
年 長 児 童 用 加 算											
小 計											
そ の 他 の 工 事 費											
合 計											

(注) 1 (整備区分：創設・改築・拡張・拡張・大規模修繕)には、該当する整備区分に 印を付すこと。

2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。

3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

5 J欄には、D欄、F欄又はI欄の金額のうち最も少ない金額を記入すること。

6 K欄には、J欄の金額に所定の補助(負担)率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号別紙 2 - 1 中「ク 合 計 _____円」を 「ク 地域交流スペース _____円 に、
ケ 合 計 _____円」

「3 設備整備に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的 及び必要 理由
			円	円	
計					

(2) 財源内訳

- ア 島根県補助金 _____円
 - イ 市町村補助金 _____円
 - ウ 設置者負担金 _____円
 - (内訳) 一般財源 _____円
 - 寄附金 _____円
 - 地方債・借入金 _____円
 - エ 合 計 _____円
- を削り、同様式別紙 2 - 2 中

(3) その他参考事項 _____」

「ウ 整備の区分

- ㊦ 施設整備の区分(創設、改築、拡張又は大規模修繕の別) _____を
- ㊧ 設備整備の区分(初度設備、非常通報装置設備又は年長児童用設備の別) _____」

「ウ 施設整備の区分

- ㊦ 創設、改築、拡張又は大規模修繕の別 _____に、
- ㊧ 初度設備相当加算又は年長児童用加算の有無 _____」

「ア 工 事 費 _____円

- 〔 冷・暖房設備工事費 _____円 を「ア 工 事 費 _____円」に、
- 〔 浄化槽設備工事費 _____円〕

「 オ 施設整備費 合計 _____円

- ()カ 初度設備 _____円
- ()キ 消防機関への非常通報装置 _____円
- ()ク 年長児童用設備 _____円 _____を
- ケ 設備整備費 合 計 _____円
- コ 合計(オ+ケ) _____円
- () カ~クの内容(整備区分ごとに記載すること。)」

「()オ 初度設備 _____円

- ()カ 年長児童用設備 _____円
- キ 合計 _____円 _____に、
- () オ及びカの内容(整備区分ごとに記載すること。)」

「(注) 1 工事費費目別内訳書を添付すること。

- 2 2の(2)アの冷・暖房設備工事費及び浄化槽設備工事費は、工事費の内 _____を
書とすること。 _____」

「(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。」に改める。

様式第 4 号中「表 2 の項以外の施設については様式第 1 号の別紙 1 - 1 及び別紙 2 - 1 を、同表 2 の項の施設について

は様式第 1 号の別紙 1 - 2」を「表第 1 の項のうち、保育所については別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 を、保育所以外の施設については別紙 1 - 2 及び別紙 2 - 1 を、同表 2 の項及び 3 の項の施設については別紙 1 - 3」に改める。

様式第 7 号中「表 2 の項以外の施設については別紙 1 - 1 及び別紙 2 - 1 を、同表 2 の項の施設については別紙 1 - 2」を「表第 1 の項のうち、保育所については別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 を、保育所以外の施設については別紙 1 - 2 及び別紙 2 - 1 を、同表 2 の項及び 3 の項の施設については別紙 1 - 3」に改め、同様式別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 を次のように改める。

様式第 7 号別紙 1 - 2 の次に別紙 1 - 3 として次のように加える。

別紙 1-3

施設整備精算額内訳

(整備区分：創設・改築・拡張・拡張・大規模修繕)

施設の名称

区 分	支出済み		対象経費の実支出額			寄附金その 他の収入額		差 引 額 F(A-E) 円	算定基準による算定額			島 根 県 補助基本額 円 J	島 根 県 補助所要額 円 K	島 根 県 交付決定額 円 L	島 根 県 補助 金受入済額 円 M	差 引 過 不 足 額 N(K-M) 円	
	A 円	総 業 務 費	B ㎡	C 円	D 円	E 円	G ㎡		H 円	I 円							
工 事 費																	
工 事 務 費																	
初 度 設 備 相 当 加 算																	
年 長 児 童 用 加 算																	
小 計																	
そ の 他 の 工 事 費																	
合 計																	

(注) 1 (整備区分：創設・改築・拡張・拡張・大規模修繕)には、該当する整備区分に 印を付すこと。

2 B欄には、施設整備費の工事費の対象面積を記入すること。

3 C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入すること。

4 工事事務費のD欄には、A欄の金額と工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。

5 J欄には、D欄、F欄又はI欄の金額のうち最も少ない金額を記入すること。

6 K欄には、J欄の金額に所定の補助(負担)率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第 7 号別紙 2 - 1 中「ク 合 計 _____円」を 「ク 地域交流スペース _____円 に、
ケ 合 計 _____円」

「工事費仕様書」を「工事仕様書」に、

「3 設備整備に係る事業内容

(1) 整備品目内訳

品 目	数 量	規 格	単 価	金 額	整備目的 及び必要 理由
			円	円	
計					

を削り、同様式別紙 2 - 2 中

(2) その他参考資料

(添付書類)

ア 契約書(又は請書)の写し

イ 検収調書(又はそれに代わるもの)の写し

「ウ 整備の区分

ウ 施設整備の区分(創設、改築、拡張又は大規模修繕の別) _____を

イ 設備整備の区分(初度設備、非常通報装置設備又は年長児童用設備の別) _____」

「ウ 施設整備の区分

ウ 創設、改築、拡張又は大規模修繕の別 _____に、

イ 初度設備相当加算又は年長児童用加算の有無 _____」

「ア 工 事 費 _____円

冷・暖房設備工事費 _____円 を「ア 工 事 費 _____円」に、

浄化槽設備工事費 _____円」

「 オ 施設整備費 合 計 _____円

()カ 初度設備 _____円

()キ 消防機関への非常通報装置 _____円

()ク 年長児童用設備 _____円 _____を

ケ 設備整備費 合 計 _____円

コ 合計(オ+ケ) _____円

() カ~クの整備内容(整備区分ごとに記載すること。)」

「()オ 初度設備 _____円

()カ 年長児童用設備 _____円 _____に、

キ 合計 _____円

() オ及びカの内容(整備区分ごとに記載すること。)」

「(注) 1 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書を添付すること。

2 2の(2)アの冷・暖房設備工事費及び浄化槽設備工事費は、工事費の内訳書とすること。」

「(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書 _____に、
_____を添付すること。」

「 1 施設整備費に係るもの

- (1) 請負の場合は、工事請負契約書の写し、直営の場合は、支払領収書の写し
- (2) 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第 7 条第 5 項又は第 18 条第 7 項の規定による検査済証）
- (3) 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- (4) 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- (5) 建物内外主要部分の写真
- (6) 工事契約金額報告書（別紙 ）

2 設備整備費に係るもの

- (1) 契約書（又は請書）の写し
- (2) 検収調書（又はそれに代わるもの）の写し

「 1 請負の場合は、工事請負契約書の写し、直営の場合は、支払領収書の写し

- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第 7 条第 5 項又は第 18 条第 7 項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）に改める。
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 検収調書（又はそれに代わるもの）の写し
- 7 工事契約金額報告書（別紙 ）（補助事業者が社会福祉法人の場合のみ）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年 3 月14日から施行し、この告示による改正後の児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）は、平成17年度の事業から適用する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の児童福祉施設等施設整備費補助金等交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）規定によりなされた申請その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成 3 年11月25日付け厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」による社会福祉施設等施設（設備）整備費国庫負担（補助）金の交付を平成16年度に受けている施設整備事業（継続事業に限る。）の補助金等の交付額の算定については、改正後の要綱第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、平成17年度に限り、改正前の要綱第 3 条及び第 4 条の規定を適用する。

